

## 消防同意事務に関してよくある問合せ

Q1

建築確認申請において、消防法に関する事前協議をしたい場合はどうすればよいでしょうか。

A1

管轄消防署へ事前にお問合せください。  
当ホームページの「窓口のご案内」を確認の上連絡ください。

Q2

建築確認申請図書に消防提出用の図面が必要ですか。

A2

本市では消防提出用の図面を別に添付する必要はありません。  
なお、現時点では消防同意調書の添付も不要です。

Q3

確認申請前の事前審査を行っていますか。

A3

確認申請前の図面を預かっての事前審査は、受け付けていません。  
なお、消防同意に係る書類審査は、建築主事または指定確認検査機関から申請書類が到着した順に審査を行います（特定の申請を優先的に審査することは行っていません）。  
事前相談は受け付けていますので、協議が必要な場合は電話、来庁ください。

Q4

確認申請受付から消防同意までどのくらいの期間がかかりますか。

A4

防火に関する法令等に違反がない場合で質疑及び指摘事項がない場合に限り、  
建築基準法第6条第1項第4号に係るものは3日以内、その他のものは7日以内に同意します。

Q5

確認申請図書の代理人（設計者）による消防同意の持ち回りはできますか。

A5

消防同意は、建築主事又は指定検査機関からの依頼のため、代理人（設計者）の方による  
持ち回りは認めていません。

Q6

危険物保管施設を計画しています。どちらに相談すればよいでしょうか。

A6

指定数量未満の場合は、消防局予防課予防係（0985-32-4904）にご相談ください。  
指定数量以上の場合は、消防局予防課保安係（0985-32-4905）にご相談ください。

Q7

消防同意に関して必要な図書は何ですか。

A7

消防同意に関しては「建築確認申請図書（正本）一式」及び「下記項目の記載又は資料添付」が必要です。

- ・有窓無窓判定書もしくは準ずる図書
- ・建築物の用途が「工場」もしくは危険物を貯蔵、取扱う場合はその数量、建築物の構造等がわかる図書
- ・倉庫の用途に供する部分がある場合は、収容物の詳細（可燃性、難燃性等の性状、貯蔵量等）がわかる図書
- ・消防用設備等の設計図書（消火器、非常警報器具、誘導標識除く）
- ・収容人員の算定根拠を記載した図書

※なお、上記以外にも審査に必要と認める図書を要求する場合があります。